

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

(1) 業務名 梨新品種のブランド化に係る首都圏情報発信計画の作成及び実施業務

(2) 業務の目的

首都圏での戦略的な情報発信を通じて、鳥取県がブランド化を図る新品種の梨の認知度を向上させることを目的とする。

(3) 業務の内容

鳥取県の代表的な農産物である梨のうち、新品種である「なつひめ」及び「新甘泉<sup>しんかんせん</sup>」（以下「梨新品種」という。）についてのPRアイデアを消費者目線から検討するブランド化女子会と協議を重ね、ブランド化女子会のアイデアをもとに、梨新品種のブランド化に向けて、首都圏での情報発信実施計画書（平成24年度から26年度までの3年間分）を作成するとともに、平成24年度における情報発信を実施すること。詳細は「梨新品種のブランド化に係る首都圏情報発信計画の作成及び実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 予算額 6,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。ただし、3年間の情報発信実施計画作成業務については、1,000千円を、平成24年度情報発信業務の実施については、5,000千円を上限とする。

(5) 履行期間 契約の日から平成25年3月22日（金）まで

## 2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画の広告・広報及びイベント企画・運営のいずれにも登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月1日（金）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(4) 平成24年5月18日（金）から同年6月18日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成24年5月18日（金）から同年6月18日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

## 3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の提出後、企画提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案者による提案内容の概要説明等を行い、梨新品種のブランド化に係る首都圏情報発信計画の作成及び実施業務審査会（以下「審査会」という。）による企画提案書等の内容確認、質問等を行う。

なお、プレゼンテーションに参加しない者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみな

す。

- (2) 審査会の審査委員は、県職員及び有識者等計3名により構成する。
- (3) 企画提案書の評価は、(1)の結果を踏まえ、審査会において梨新品種のブランド化に係る首都圏情報発信計画の作成及び実施業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める評価項目ごとに、別に定める評価基準及び評価方法に基づき、各審査委員が行う。

#### 4 最優秀提案者の選定

3による各審査委員の評価得点の合計が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。ただし、合計点が最も高くても、1名以上の審査員が評価区分のうち「不良」を付した項目又は2名以上の審査委員が評価区分のうち「やや不良」を付した項目がある企画提案者の提案は選定しない。また、複数の企画提案者の得点が同点となった場合は、審査委員の多数決で順位を決定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

#### 5 担当部局等

- (1) 担当部局（企画提案書の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課

電話番号 0857-26-7767

ファクシミリ番号 0857-21-0609

電子メールアドレス shijyoukaitaku@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話番号 0857-26-7433

- (3) 実施要領等の交付

実施要領及び仕様書は、平成24年5月18日（金）から同年6月18日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/195765.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により交付する。

##### ア 交付期間及び時間

平成24年5月18日（金）から同年6月18日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所及び問い合わせ先

(1)に同じ

- (4) 参加資格確認及び参加申込書の提出

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定める参加資格確認及び参加申込書を1部提出すること。

なお、参加資格確認及び参加申込書を提出しない限り、企画提案書を提出することはできない。

##### ア 提出期間

平成24年5月18日（金）から同年6月1日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、平成24年6月1日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

##### イ 提出方法

持参又は送付による。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

ウ 提出場所

(1)に同じ。

(5) 企画提案書の提出

参加資格確認及び参加申込書を提出し、本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は送付すること。

ア 提出期間及び時間

平成24年5月18日(金)から同年6月18日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、平成24年6月18日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出方法

(4)のイに同じ。

ウ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 質問の受付

企画提案書の作成、その他この公募型プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式任意)を作成し、持参又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、件名を「梨新品種のブランド化に係る首都圏情報発信計画作成及び実施業務に関する質問」と明示して(1)の担当部局に提出すること。ただし、これにより難い者については(4)のイの方法に準じて提出すること。なお、口頭による質問は一切受け付けない。

ア 質問の受付期限

平成24年6月1日(金)正午

イ 質問に対する回答

平成24年6月8日(金)までに、質問を提出した者に対してファクシミリ又は電子メールにより回答するとともに、質問及び回答の内容をインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/195765.htm>)に掲載する。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の協議を行う。

7 その他

(1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 審査委員又はその予定者に対し、事前に本件について働きかけを行った者については、失格とする。

(7) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。